

PFI・指定管理者制度について 何の目的で調査・検証するのか？

6月議会
会派代表質問

週刊
市議会報告

日本共産党

2017年7月17日

第1422号

【発行】
日本共産党
浦安市議団
☎&FAX
047-350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

6月議会で議決した補正予算に指定管理者制度とPFI手法について、今後の方向性や展望、課題などについて調査・検証する経費が合計で1124万円余計上されました。
日本共産党は先月19日の会派代表質問でその必要性を質しました。

指定管理者制度 63施設に導入

指定管理者制度は「公の施設」の管理運営を「民間の柔軟な発想とノウハウを生かし、さらに競争の原理も取り入れることができ、サービスの多様化が期待できる」とそのメリットを強調し、民間団体に委ねる制度で、実施から10年が経ち、本市では63施設(平成29年4月1日現在)で導入されています。

自治体への弊害が

ところが制度の弊害がすでに明確になっています。
指定管理期間を定めるために、指定期間を終えれば、次に指定される保証はなく、不安定雇用の労働者を生み出しかねないことや、競争原理の導入による人件費抑制策で非正規雇用が蔓延することになります。総務省自身もこれらを認めざるを得ず、制度実施にあたり、労働法令順守や雇用・労働条件への配慮を求めるなど、多くの問題を内包していることがすでに露呈しています。

PFI手法 3施設で導入

PFI手法は民間の資金や経営

力を活用するとして、公共施設などの建設とその後維持管理、運営などを一括して発注し、本市の場合、新浦安駅前複合施設マールーと学校給食センター第1調理場・第2調理場の3施設で導入しています。

PFI神話の崩壊！

日本共産党はPFI事業のねらいが大企業・金融機関・ゼネコンのための新事業をつくり出すために、従来の公共分野のしごとを広く民間に明け渡すものと指摘し、反対してきました。

事業の破たんや倒産事例が全国で相次いでいます。PFI事業の研究に携わってきた専門家は、経費節減は必ずしも実現しないことや労働者の非正規化が生じていること、長期間の契約による膨大な利権をめぐる行政と民間事業者との癒着など問題点を指摘し、PFI神話の崩壊を訴えています。

自治体に推進を 迫る政府

ところが、安倍政権はこれらの弊害や問題点を無視するかのような動きを強めています。



図書館への 導入を通知

総務省は一昨年八月に「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」などという通知を全国に出し、自治体が実施している行政サービス全般にわたって、民間委託を進めることを要請し、図書館については指定管理者制度導入を強いています。

また総務省は、2014年4月に「公共施設等総合管理計画」の策定を推進するよう自治体に通知を出しています。公共施設の老朽化対策を主な目的にするものですが、同時に図書館については「民間活力活用」など、指定管理者制度導入推進につながる計画策定を求めています。

本市の図書館は？

日本共産党は会派代表質問の中で、指定管理者制度の推進を地方自治体に迫るこのような国の動きを紹介し、図書館事業の指定管理者制度導入について、市の考え方を質しました。

副市長が答弁に立ち「本市の図書館は、司書が運営を担い、専門性の高いサービスをを行っている。こうした運営により、開館以来、多くの市民に支持されている」と答え、「市自らが管理しているという現状の体制を維持していく」ことを約束しました。



国の方針に 付き従うのか？

国は上記の通知の中で、「PFIの積極的な活用」も挙げ、PFIは今後10年間で12兆円規模に及ぶ事業の推進を目指しています。

日本共産党は指定管理者制度とPFIの検証は「国の方針を踏まえて、本市においてさらに推進する観点から行うのではないか」と市の姿勢を質しました。

財務部長は「いかなる財政状況下においても引き続き質の高い公共サービスを効率的効果的に提供することが求められる。さらなる業務改革の推進が必要」などと答え、国の方針に基づく検証であることを否定しませんでした。

日本共産党は平成28年3月議会において、指定管理者における職員の実態把握を求め、正規、非正規別に職員数を公表するよう求めましたが、「それぞれの所管によって把握している」などと無責任な答弁に終始しました。

市の施設を指定管理者に任せることで、市は公共施設で働く職員の就労動向をつかみにくくなっています。税金を活用しながら、職員の就労動向を市が直接把握せず、指定管理者任せにすることは、税金の使い方に責任を持つていないといえるのかと指摘し、検証結果いかんによっては、直営だったものは直営に戻す英断も必要ではないか」と市に迫りました。

財務部長は「運営について最適な手段が何であるかについて、総合的に判断していく」などと答弁しました。

《日本共産党の政策》

図書館の指定管理者制度導入と、その促進を図る政府の施策の実施に反対します。

指定管理者制度とは、図書館の管理運営を民間企業に「丸投げ」するものです。司書の専門性の蓄積、長期にわたるコレクション形成、読書の自由の保障などが危うくなります。雑誌・文具の販売、喫茶などのスペースをかなり取り、図書館を営業活動の場とする動きもみられます。これでは、求められた資料、情報の確実な提供という図書館サービスの基本から外れたことを進めることになってしまいます。図書館に指定管理者制度を適用することはサービスの後退、変質を招くものであり、その充実の妨げになり不適切です。

政府の政策は、これまで自治体と利用者の皆さんが築きあげてきた図書館事業を後退させるものであり、つよく反対します。自治体においては、政府の政策をよりどころとすることなく自立して図書館充実の施策を進めるよう求めるものです。